

施策番号Ⅲ－4－1

**労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事  
と生活の調和対策を推進すること**

平成25年7月4日

厚生労働省労働基準局

# 過重労働の解消等のための働き方・休み方の見直し

平成24年度事業  
【予算額 1,128百万円】

## ○長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組の推進

働き方・休み方の改善に関する相談への対応や助言・指導を行うことにより、改善策の自主的検討・実施を推進

- ・業種及び職種等の特性に応じた働き方・休み方の改善のための企業の診断及び改善指導(個別訪問)の実施
- ・長時間労働の抑制等に向けた経営者の意識改革のための体験・参加型研修会(働き方・休み方の事例研究・課題解決)の実施
- ・助成金支給団体・企業に対するフォローアップとしてのコンサルティングの実施
- ・その他、電話・窓口相談への対応

【24年度予算額 327百万円】

## ○労働時間等設定改善推進助成金の支給

労働時間等の設定改善に団体として取り組む中小企業団体に対する助成

※ 労働時間が長い20代後半から30代の労働者の労働時間等の設定改善に重点的に取り組む団体には、上乘せして助成金を支給

【24年度予算額 126百万円】

## ○職場意識改善助成金の支給

労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する助成

※ 年次有給休暇取得促進と労働時間の削減について制度面の改善を実施し、年次有給休暇の取得率が70%以上などの要件を満たした事業主に対しては、上乘せして助成金を支給

【24年度予算額 609百万円】

## ○特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及

リフレッシュのためや、地域活動・ボランティア活動への参加等特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及促進

【24年度予算額 66百万円】

## テレワークの普及促進



テレワーク：情報通信技術を活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方  
在宅型テレワーカー：テレワークを週8時間以上行う者のうち、自宅を含めてテレワークを行っている者

### 基本方針

仕事と生活の調和の実現に向けてテレワークの普及促進に政府全体として取り組む。

➡ 厚生労働省においては、適正な労働条件下でのテレワーク普及促進に向けた取組を実施。

### 現 状(国土交通省「テレワーク人口実態調査」)

#### ○在宅型テレワーカー(推計値)

2010年：約320万人

2011年：約490万人

2012年：約930万人

### 取組内容

#### ○テレワーク相談センター

テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等について、電子メールや電話による質問に応じるテレワーク相談センター(東京都)を設置することにより、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。

#### ○テレワーク・セミナー(東京、大阪)

テレワーク実施時の労務管理上の留意点、テレワーク実施時のVDT作業における留意点等について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

#### ○在宅勤務ガイドラインの周知

情報通信機器を活用して在宅勤務を行う場合の労働基準関係法令上の留意点についてまとめたガイドラインを策定し、周知を図る。